

令和4年4月7日

保護者各位

タブレット端末の貸出と活用について

西原町教育委員会

教育長 新島 悟

西原町教育委員会では、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、昨年度より、以下のよう
に、町立小中学校の児童生徒にタブレット端末を貸し出し、授業や家庭等での活用を行っております。

1 タブレット端末の活用方針

児童生徒が様々な場面で1人1台の端末を手段として活用することを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、「個別最適化された学び」を充実させることにより、児童生徒の「自ら学ぶ意欲」を高め、情報活用能力を含む「確かな学力」の向上を図ります。

2 貸出するタブレット端末

富士通 10.1型ワイド 防滴・防塵タブレット ARROWS Tab (Windows タブレット)

※家庭での充電器やタッチペン等は、保護者負担での購入をお願いします。(裏面Q&Aを参照)

3 導入される主なソフト

・SKYMENU Cloud ・Microsoft Office ・学びポケット・問題データベース「タブレットドリル」等

4 タブレット端末を活用する場面

タブレット端末を使うことで、子どもたちの学習の可能性は大きく広がります。以下の場面等で積極的に活用することを通して、ICT機器を正しく使いこなし、情報を活用する力を高めていくことを目指します。

(1) 学校での各教科等で、児童生徒の実態に応じて活用を進めていきます。

(2) 必要に応じて各家庭への持ち帰りを行い、宿題や課題などを行います。

5 貸出する期間について

令和3年5月以降、児童生徒に貸出を行い、活用を開始しております。

6 貸出にあたっての留意点

「タブレット端末の家庭での活用について」(西原町端末活用ガイドライン)に基づき、「タブレット端末貸出に係る留意事項及び借用確認書」、「タブレット端末の活用ルール」等を配布いたします。お子さんと内容を確認していただき、家庭での活用ルール等についても話し合ったうえで、学校長に「タブレット端末等借用確認書」を提出してください。

<本件についての問い合わせ先>



西原町教育委員会 教育総務課 学務係
電話 098-945-5039 FAX 098-945-6770

タブレット端末貸出及び活用についての保護者向けQ & A（追記版）

西原町教育委員会

Q1 「GIGA スクール構想」とは何ですか。
A 文部科学省が小中学校の児童生徒の1人1台端末（パソコン）の整備と学校に高速大容量の通信ネットワークを完備する教育施策で、従来の学習から、誰も取り残すことのない次世代型学習の実現に向け、児童生徒の力を最大限に引き出す教育の提供を目指すものです。端末を活用した双方向の授業により、一人一人の反応を踏まえたきめ細かな指導や、学習状況に応じた個別学習が可能となり、多様な子どもたちに個別最適化された学びが提供できるようになります。
Q2 タブレット端末の利用について料金はかかりますか。
A タブレット端末は無償貸出です。なお、タブレット端末やスマートフォンをインターネット接続できる通信環境がご家庭にある場合は、端末を家庭の通信環境に接続することができます。（インターネット接続契約が通信料無制限の場合、新たに家庭における通信料金の負担はありません。）インターネット接続ができる通信環境がない場合は、希望によりモバイル Wi-Fi ルーター本体を、無償で貸し出すことができますので、学校にお問い合わせください。ただし、通信にかかる費用は各家庭で負担いただくことになります。 <u>なお、タッチペンは消耗品のため、保護者負担での購入とします。100円ショップのペンでも問題はありますが、ペン先にボールペンが付属しているものは、あやまって画面を傷つける恐れがあるためご遠慮ください。（静電式推奨、3DSなどの感圧式ペンは不可）</u>
Q3 タブレット端末はいつまで借りることができますか。
A 貸出期間は、今在籍している学校を卒業、転出する時までです。卒業や転出等、お子さんが通学する学校での在籍期間が終了する際に、学校へ返却してください。
Q4 故障や破損したらどうしますか？また盗難された場合はどうすればよいですか。
A 速やかに学校に申し出てください。自然故障、物損故障については、保険での対応になります。（今回に限り教育委員会負担で3年間の保険加入）学校を通じて、修理等の手続や代替端末の貸出を実施します。なお、盗難被害にあった場合は、速やかに警察に届け出るとともに学校に連絡してください。
Q5 下校後はタブレット端末を学校で保管するのではなく、家庭へ持ち帰るのですか。
A 日常的な「持ち帰り」を推奨します。持ち帰りの開始時期、頻度や内容については、児童生徒の発達段階や各学校、担任の判断に基づき、学校から連絡します。児童生徒がタブレット端末をノートや鉛筆と同じような文房具の一つとして使いこなすための取組となります。
Q6 自宅でタブレット端末の充電はできますか。
A 学校では、端末を充電するための充電保管庫がありますが、タブレット端末の電源ケーブルが固定されているため、持ち帰りができません。家庭で利用する場合には、USB ケーブル等をご準備いただき、充電をお願いします。（充電器USB PD 規格4.5W対応のもの）
Q7 子どもが不適切なホームページ等へアクセスしないか心配です。
A 教育委員会や各学校にて、タブレット端末の活用ルールを定め、学習に関係のない不適切なホームページへのアクセスは禁止しています。また、有害サイト等へのアクセスを制限するため、フィルタリング設定も行っています。タブレット端末の利用に限らず、スマートフォンやSNSが普及する中、情報モラルを身に付け、情報技術の利用に関する適切で責任ある行為規範に基づいた行動をとる資質・能力を身につけることが求められています。各学校でも、安全で安心な活用に向けた情報モラル教育に取り組んでおりますが、ご家庭におきましても、どのように使うべきか、利用のルールについてお子さんと話し合う機会を持つ等、ご協力、ご指導をお願いいたします。

タブレット端末の家庭での活用について
(西原町端末活用ガイドライン)

西原町教育委員会

1 目的

学習機会の提供や保障、豊かな学びの実現に向け、西原町教育委員会が児童生徒に貸し出すタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭での学習を行う際に必要なルールを以下に示します。

2 必要な物品

家庭での学習を行うためには、町教育委員会が貸し出すタブレット端末と回線（インターネット接続環境）が必要となります。

＜留意事項＞

(1) 端末（タブレット端末）

※ご自宅にあるスマートフォンやパソコン、タブレット等、画面が大きくタッチ操作が出来る機器でも可能ですが、このガイドラインでは町教育委員会が貸し出すタブレット端末についてのガイドラインとなります。

(2) 回線（Wi-Fi（ワイファイ）、携帯通信(LTE)など、インターネットの利用が出来る接続手段）

① 家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行ってください。

※携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。

② 一定の要件を満たし、町教育委員会が必要と判断した際には、モバイルルーター(ポケットWi-Fi)を保護者に貸出することを可能とします。ただし回線使用料は保護者負担とします。

3 利用における注意事項

保護者は利用者である児童生徒に、以下を遵守させるようにしてください。

① 端末の回線接続に関するサポートは、学校や教育委員会では行いません。

② 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせてください。

③ 保護者も含め、端末のそばでの飲食、喫煙、飲酒等は禁止とする。

④ ユーザーIDとパスワード等は、他人に教えないでください。

⑤ 端末は、自宅で充電を行うこと。(USB ケーブルでの充電が可能です。購入をお願いします。)

⑥ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意してください。

※ 自然故障や物損故障は保険の対象となりますが、取り扱いには注意してください。(3年間)

※ 破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰いでください。

⑦ 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告してください。

⑧ USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止します。

⑨ 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止します。

⑩ 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止します。

⑪ 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷(SNS・掲示板への投稿)などは禁止します。

4 その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、町教育委員会で協議の上決定します。